

令和7年2月28日
京都市文化市民局

〔担当：文化芸術都市推進室
文化財保護課
電話：075-222-3130〕



長谷川家



八瀬かまぼろ温泉ふるさと



旧岡本医院



馬場染工場

“京都を彩る建物や庭園”の「認定」及び「選定」

京都市では、市民の皆様が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園の維持・継承を図る“京都を彩る建物や庭園”制度（平成23年11月創設）を実施しています。

この度、令和7年2月28日付けで、新たに6件を「認定」し、7件を「選定」しました。

1 新たに「認定※」した建物や庭園 6件（累計245件）

別紙1のとおり

2 新たに「選定※」した建物や庭園 7件（累計616件）

別紙2のとおり

※ 市民の皆様から推薦のあった建物や庭園で、審査会において選定することが妥当と認められ、かつ、所有者の同意を得られたものを「選定」、そのうち、審査会において特に価値が高いと評価されたものを「認定」としています。選定した616件のうち、245件を認定しています。

3 問合せ先

京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

（京都市役所分庁舎地下1階）

電話番号：075-222-3130 ファックス番号：075-213-3366

※ 所有者への取材を希望される場合は、必ず上記問合せ先まで御連絡ください。
（所有者への直接の取材は御遠慮ください。）

募集中！

京都の歴史・文化の象徴として残したいと思う建物や庭園がありましたら、是非とも御応募ください！
（自薦、他薦は問いません。）

京都を彩る

検索

(参考)

1 “京都を彩る建物や庭園” 制度とは？

京都市内には、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園が、所有者のたゆまぬ努力により、世代を越えて継承されています。しかし、中には、その存在と魅力が十分に伝わっていないものや、維持・継承が危ぶまれているものもあります。そこで、京都の財産として残したい建物や庭園を市民の皆様から募集し、“京都を彩る建物や庭園”としてリスト化することとしました。

この制度は、これらの建物や庭園を、市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図ろうというものです。

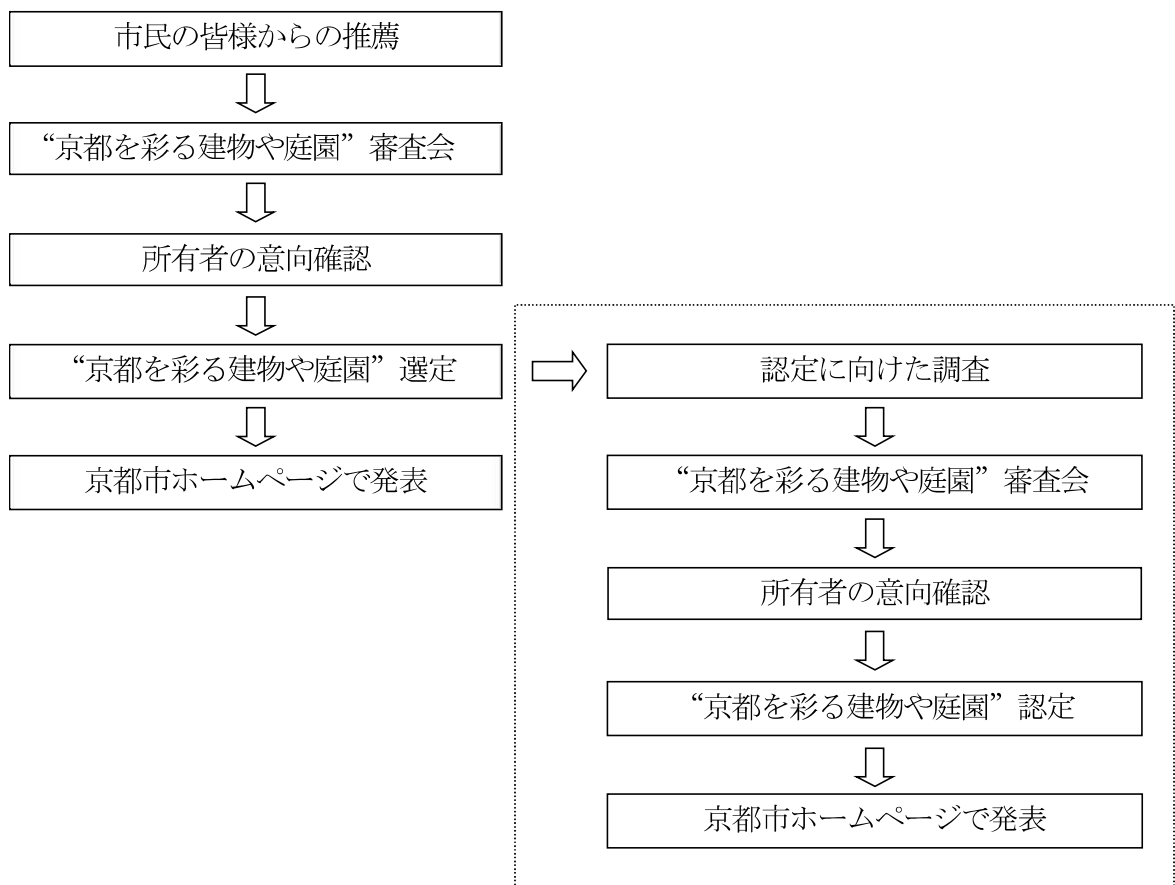
2 対 象

世代を越えて継承され、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園

- ・概ね50年以上を経過したもの
- ・所在地が京都市内のもの

※ 国又は地方公共団体が所有しているものは除きます。

3 “京都を彩る建物や庭園” 制度の流れ



4 “京都を彩る建物や庭園”の「選定」・「認定」後について

(1) 「選定証」・「認定銘板」の授与

- ・ 選定は、北山杉で作製した選定証をお渡しします。
- ・ 認定は、漆塗りに、書家の杭迫柏樹氏（京都市文化功労者）に揮毫いただいた「彩」の文字を蒔絵で表現した認定銘板をお渡しします。



(2) 「所有者向け研修会」の開催

所有者が抱える悩みや知恵を共有いただき、更なる維持・活用を図るための知見を深める機会を提供します。

(3) 「彩る通信」の発行

各所有者の取組事例などを紹介するリーフレット「彩る通信」を発行します。

(4) 義務等の制限

現状変更や所有権移転に対して、何らかの義務を課すものではありません。

(5) 「助成制度」の利用

維持・継承の確実性を高めて一層の活用を促進するため、修理等に対する助成制度を利用いただけます。

※ 上記(2)から(4)については、「選定」「認定」どちらも共通です。

(5)については、補助金の額は補助対象事業に要した額の3分の1以内とし、「選定」「認定」の別や公開の有無により、上限額が異なります。

別紙1 新たに「認定」した建物や庭園
認定理由

認定番号 第243号			
選定番号	第8-005号	名 称	ふくだけ 福田家
北区小山に所在し、東紫野の区画整理事業地に当たる。同事業は昭和4年（1929）に事業決定し、同11年（1936）に完了している。昭和7年（1932）には北大路通に市電が開通し、以降急速に宅地化が進んだ。福田家の建物は、登記簿資料によれば昭和7年（1932）頃に駿河屋京都駅前店の社長であった岡本邦二郎の住宅として建てられたことが分かる。設計・施工は熊倉工務店による。岡本は昭和15年（1940）に同工務店の設計・施工による下鴨の住宅に転居した。その後、江戸時代から続く金属箔粉業会社の社長・福田重助が現在の建物を譲り受けた。 建物は木造2階建、棧瓦葺。外壁をスタッコ仕上げ、瓦の色を濃いオレンジ色、アーチ窓を用いるなどスパニッシュ風の外観意匠である。一方、内部は随所に施主の趣味が反映されている。玄関ホールに設けられた応接空間は円柱で飾られ、施主自らが描いた油彩画が壁面に嵌められている。居間と食堂が隣接し、折戸を開けると大きな空間が確保される。居間は釉薬掛けのタイルを貼ったマントルピース風ストーブ置場など、全体がモダンな意匠となる。居間の南側にはサンルームがつくられ、ガラスを嵌めた折戸によって全面が開口できるようになっている。タイルを貼った円柱が立ち、木製の梁型を支えている。2階は東側に洋室2室、西側に和室2室を配する。北東の洋室は北側面に天井まで届くスチール製サッシが嵌められている。施主の岡本はチャーチル会に所属する日曜画家であったため、北側採光を図ってアトリエとしたものである。南側洋室は入口のアーチやマントルピース風の装飾などにチューダー風を意識した意匠が見られる。渦巻文様を施した漆喰仕上げの天井も独特である。和室は8畳座敷と4畳次の間からなる。座敷は北山の絞丸太の床柱や濃厚な板目を見せるスギの天井板など、上質なつくりとなっている。 福田家は昭和初期の区画整理事業による住宅地の歴史を伝える洋風住宅である。スパニッシュ風意匠の採用やアトリエを設けるなど、施主の趣味を反映した个性的かつ良質な近代住宅として重要である。			
			

認定理由

認定番号 第244号			
選定番号	第12-002号	名 称	いのうえけ 井上家
井上家は北区等持院の地に位置する。北側には足利尊氏が夢窓疎石を招じて建てた禅寺・等持院が所在する。江戸時代後期には薩摩藩、因幡藩の藩屋敷があったことが確認される。同地域は明治期に等持院村となり、後に周辺村と合併して衣笠村となった。京都の近郊農村であった衣笠村は次第に人口が増加し、大正7年（1918）に京都市に編入された。大正10年（1921）には牧野省三により牧野教育映画製作所の等持院撮影所（後にマキノ映画製作所）が開設され、映画関係者などで賑わった。大正14年（1925）に映画製作所が移転すると、跡地が分譲されるなど宅地化が進んだ。 井上家は近世から同地に屋敷を構え、明治期には等持院村や衣笠村の村長を務めた家柄である。東側の通りに向けてに表門を向け、主屋、土蔵を配する。井上家には享保元年（1716）の普請願書が残り、南北に棟方向を向ける梁間3間半、桁行5間の家屋が絵図に描かれている。これは現存する主屋の上屋部分の規模や下屋の位置と一致する。建物には近世に遡ると考えられる古い部材が確認され、改変を受けながらも18世紀前半の遺構が残されている可能性が充分考えられる。主屋は入母屋造屋根の鉄板葺である。この鉄板は大正14年に等持院撮影所からの出火により茅葺屋根が焼損した際に、葺かれたものと伝わっている。玄関は東側に平入に設けられ、深い下屋庇が設けられている。内部は北側に土間をとり、四間取りの居室を配する平面である。玄関土間には奥の台所とを仕切る格子戸が設けられている。奥の上手が床と仏間を備えた8畳の座敷となり、南側の庭に面する。庭は燈籠を置き飛石を配する他、西寄り部分には鳥居を備えた稻荷社の祠が祀られている。敷地の北西に建つ土蔵は、建築申請書類から大正15年（1926）に建築されたことが分かる。離れは明治中期以降の建築で、養蚕に用いられていたと伝わるが、昭和50年代に下宿として用いられた際に改変されている。 井上家は、等持院地区に残る近世期に遡る民家である。近世期の屋敷構えを伝え、周辺の歴史的景観にも大きく寄与する。映画撮影所との関係など、京都の近代史の一面をも伝える重要な建物として評価される。			
			

認定理由

認定番号 第245号			
選定番号	第8-043号	名 称	じょうしょうあん 丈 松 庵
丈松庵の所在する下鴨地区は下鴨村に属し、明治には京都府立大学の前身である京都簡易農学校の創立（明治28年）など、京都近郊の地として次第に開発が進み、大正7年（1918）に京都市に編入された。大正末期から下鴨地域で土地区画整理事業に着手するが、事業以前から下鴨には学者と画家が多く移り住み、「下鴨文化村」と呼ばれるようになる。大正7年（1918）には洋画家・鹿子木孟郎、同11年には日本画家・福田平八郎が新居を構えたことで、以後画家を始めとした芸術家が住み始める。昭和2年（1927）には鹿子木が下鴨在住の画家を糾合して「下鴨会」を結成している。 この下鴨文化村の一角に建つ丈松庵（旧今尾景祥邸）」は、大正11年（1922）頃に同地の素封家が建てた建物で、日本画家・今尾景祥（1902～1993）が昭和27年（1952）に居宅として移り住んだ。景祥は日本画家・今尾景年に弟子入りして絵を学んだ。景年は大正3年（1914）に中京区西六角町に居宅兼画室を建築し、弟子も住まわせていたが、景祥も住み込みながら京都市美術工芸学校にも通ったという。後に景年より「景祥」の雅号を授かり、その死去に際して養嗣子となった。戦後、中京の景年邸を手放すことになり、入手したのが丈松庵である。主屋は木造2階建、棧瓦葺の建物で、登記簿資料によれば、大正11年に建てられたものと考えられる。主屋敷地の西寄りに建ち、東側に広く庭が配されている。庭は中ほどに小さな池や灯籠を配する他、当初はユキヤナギが多く生え、景祥は「雪柳庵」と称した。没後、景祥が松を描くことを追求して多くの作品を残したことから、子息の日本画家・景之氏が「丈松庵」と名付けた。東側に配された庭からは、かつては比叡山が臨めたという。西向きの玄関を入ると南北に廊下が延び、その東側に6畳の居間、8畳の応接間など、西側に台所や茶室が配される。応接間は絞丸太を用いた床と一枚板の床脇を備える。西側面の天井廻り縁の下に棧が打たれ、ここに絵を掛けて鑑賞したという。2階は階段室の他、東・南側に縁廊下がまわり、北側に4畳半の仏間、南側に6畳の画室を配する。画室には南と東を開口する。景祥は作品を置くスペースのため縁廊下の幅を広げる改修を行った。 丈松庵は日本画家・今尾景祥の画室を備えた居宅である。製作の場も良く残り、かつて下鴨文化村と呼ばれた歴史を伝える重要な建物である。			
			

認定理由

認定番号 第246号			
選定番号	第11-001号	名 称	や ^せ 八瀬かまぶろおん ^{せん} 温泉ふるさと
八瀬近衛町に位置する旅館建築で、付近には八瀬童子による宮座で祭祀が営まれる八瀬天満宮社が所在する。旧八瀬村には古くから「かまぶろ」が伝わってきた。窯の中で青松葉を焚いて水をまき、苙の上に寝る蒸し風呂である。江戸期には十数件の窯風呂があったとされるが、明治以降は姿を消していった。現在、ふるさとの敷地内には、明治28年(1895)の第四回内国勸業博覧会時に復原されたかまぶろが残る。大正14年(1925)に叡山電気鉄道とケーブル線が敷設されると、八瀬は比叡山への登山口であるとともに京都郊外の実験地となっていく。 ふるさとの創業者・東則正は八瀬出身で、明治期には大陸に渡り事業を営んだ。戦後、自らの療養のため、廃絶したかまぶろを復興しようと考えた。床下からの熱気で温まる近代的なかまぶろを完成した東は、昭和25年(1950)に八瀬駅前にかまぶろ温泉本館を建設した。同33年には田中源太郎(京都鉄道社長)の別荘を活用した料理旅館・喜鶴亭、翌年にはヘルスセンターを建設する。八瀬遊園(昭和39年)が開園すると八瀬駅周辺は賑わいを見せた。昭和36年(1961)に別館として建設されたのが、現在のふるさとである。中央棟の建物は鉄筋コンクリート造2階建、北側の客室棟は木造2階建である。設計は、戦後各地で民芸風建築を手掛けた宮地米三、施工は大阪の林組である。本館は大きな妻面を見せる外観である。鉄筋コンクリート造の外壁に木材を貼り付けて真壁造の外観とし民家風意匠を表現している。内部も木部を貼り付けた真壁風で、1階にはロビーの他、浴室が設けられ、男女用のかまぶろを備える。2階の食堂には宮地が考案したテーブル型の囲炉裏がある。畳敷とイス座を囲炉裏で接続する形式は河井寛次郎の影響によるものである。この他60畳の大広間が配される。客室棟は1階7室、2階6室を配し、それぞれ趣向を変えながら民家風意匠を演出する。 八瀬かまぶろ温泉ふるさとは、近代的な設備で復興したかまぶろを有する旅館建築で、戦後の民芸風建築としても評価される。八瀬における近代の歴史を伝える点でも重要である。			
			

認定理由

認定番号 第247号			
選定番号	第11-029号	名 称	はせがわけ 長谷川家
長谷川家は山科区北花山地区に所在する。旧東海道に面し、かつては日ノ岡峠と呼ばれた。江戸時代には荷を運ぶ牛車を通る車道に車石が並べられていた。長谷川家は明治24年（1891）、分家した長谷川安之助が現在地に山科牧畜牛乳搾乳所を創業し、酪農業を始めたことに始まる。1頭の牛から始まった牧場は昭和初期には20頭以上を数えたという。敷地の西寄り部分には牛舎が建っていた。主屋の背後は傾斜地で、その丘上が牛の運動場となっていたとされ、現在でも柵の石杭が残されている。敷地の北西部に建つ土蔵から牛舎の間には、餌である藁を運ぶためのトラックが敷かれていた。戦前期には牛乳を飲む習慣がまだ普及しておらず、主に京都市内の病院に患者の滋養強壮のために納入されていたという。缶に入れた牛乳をリアカーで市内へ運ぶのに便利のように、峠上の立地を選んだと伝わる。 敷地には主屋、離れ棟、土蔵が現存している。主屋は明治24年に建てられたもので、追分から建物を移築したと伝わる。街道からやや奥まって建ち、境には低い石垣と生垣が設けられている。つし2階建の建物で、街道側に1階に出格子、2階にむしこ窓を備えた町家風の外観意匠を街道に向けている。当初は東側に通り土間を配し、1列に居室を並べる町家型の平面であった。主屋西側には昭和初期に隠居家として増築された離れ棟が接続する。主屋とは別に設けられた玄関を入ると、1、2階とも4畳半や3畳の小さな部屋が配されている。床柱に屈曲した変木を用いたり、網代を用いた雪見障子を嵌めるなど数寄屋風意匠を用いられ、隠居家に相応しいつくりとなっている。戦後、借家とした際に栄華山荘と名付けられた。敷地の北西部分には土蔵が建ち、かつては1階に牛の餌となる藁、2階に牧畜用具が納められていた。 長谷川家は、旧東海道沿いに面して町家風の外観を有し、旧街道の面影を残す。酪農業を営んだ民家の構えが残り、京都市内の近代史の一面を伝える重要な遺構である。			
			

認定理由

認定番号 第248号			
選定番号	第10-055号	名 称	うえだけ 上田家
呉服商、繊維業など織物関係の卸しが集まる地域である旧成徳学区に位置する。上田家は元々、白生地を扱う問屋で、明治中期までには現在地に店を構えたと考えられる。現在の建物は昭和初期に建築された建物である。 主屋は表屋造の形式を踏襲した本2階建の町家である。1階に出格子部分の腰に御影石（花崗岩）を貼り、2階には窓ガラスを嵌める外観である。表屋部分の店土間を抜けると玄関が設けられるが、奥の居住棟は通り土間は配されず、外路地で裏側に抜ける。表屋には地下室がつくられ、ミセ土間に設けられた階段から降りる。表屋1階は2列に分け、洋風の格天井を持つ板間とするが、土間境のミセノマは上手のオモテノマよりも一段床を低くつくる。ミセノマから奥には中廊下が延び、上手に仏間と次の間、下手に板敷の台所が配される。階段は表屋部分と居住棟にそれぞれつくられる。伝統的な表屋造とは異なり、玄関部分の2階に設けられた応接室を介して両棟間の動線が確保されている。2階応接間は、幾何学的にボード貼った天井と寄木を用いたフリーリングで、木製のマントルピース風の棚を設けるモダンな意匠である。居住棟2階には廊下の上手に座敷と次の間、下手に女中室が配される。2階座敷は床柱にヒノキの四方桎や漆塗の床框を用いた床の間と違い棚を備え、梅やカキツバタなど四季を表す花を描いた板欄間を嵌めるなど上質なつくりである。主屋の奥には伽藍石を配した庭をつくり、その奥に2階建ての離れと土蔵を建てている。離れの1階には4畳半の茶室を設け、奥庭を露地として貴人口から入る形にしている。土蔵は外壁がモルタル洗い出し仕上げで、離れの廊が蔵前の空間となる。 上田家は、昭和初期に建てられた、表屋造の形式を踏襲しながらも、外路地や中廊下を配し、玄関棟2階には表屋と居住棟のいずれから入ることのできる洋風応接を設けるなど、随所に近代的な住宅思潮の反映が見られる。仏間や座敷など和室の造作も良質である。昭和初期における京都の町家の近代化の様相を示す重要な建物として評価される。			
 			

別紙2 新たに「選定」した建物や庭園

NO	選定番号	区	選定名称	推薦理由（抜粋）
1	第 14-011 号	西京	ねすと nest	大原野に残る農家住宅である。建物は改修され、現在は陶芸の工房と教室になっており、南向きの大きな窓は解放感と広い庭とのつながりも感じられ、うまく活用されている。
2	第 14-012 号	左京	きゅうおかもといいいん 旧岡本医院	昭和 9 年（1934）に建てられた医院併設住宅で、医院部分の洋館と住宅部分の和館がある。ガラスや建具はほぼ当時のまま使用している。廃業後長年空き家であったが、令和 6 年（2024）4 月から、賃借され文化芸術拠点として活用されている。
3	第 14-013 号	南	ながおかけ 長岡家	西国街道沿いに建つ農家住宅。茅葺にトタンを被せた母屋、そのわきに大きな「おがたまの木」が生えている。長屋門をもつ明治期の建物。
4	第 14-014 号	南	とくらけ 戸倉家	煙出しのある、大規模な農家住宅で、京都の農村部の原風景のひとつである。昔の農家の生活をうかがうことのできる歴史的建造物である。敷地内に新しい建物も見られるが、昔からある建物に手を入れながら綺麗に維持されている。
5	第 14-015 号	右京	おがわけ 小川家	家屋は昭和 10 年（1935）頃の建物で、庭には 100 年以上生息する樹木が多数あり、ハナヤスリ、フユノハナワラビなど希少種が自生している他、池がありモリアオガエル、イトトンボも生息する。庭には灯籠 10 基、縁先手水鉢 3 鉢、蹲が 3 箇所あり、敷地の多くが苔に覆われその種類は 13 種に上る。
6	第 14-016 号	伏見	さかぐちけ 坂口家	かつて塩干物商を営んだ商家住宅。主屋は切妻平入りのつし 2 階建、伝統軸組工法で、一文字瓦、真壁、檼木造り、虫籠窓、面格子といった意匠が揃い、京町家と同様の形式を取る。ダイドコにはミセノマの様子を何う千本格子の建具が残り、往時の商家の佇まいが伝わる。

NO	選定番号	区	選定名称	推薦理由（抜粋）
7	第 14-017 号	伏見	ばん ばんせんこうじょう 馬場染工場	大正 2 年（1913）の創業時、型を使い刷毛で着物を染める型友禅の工場として建てられた建物で、現在も昔ながらの技術を受け継ぎ手作業での型染めを行っている。木造トラス構造の小屋組により、作業に必要な大空間を確保している。染色の伝統技術と共に、未来に残していきたい建物である。